

## 防府市中心身障害者（児）扶養共済制度掛金補助金交付要綱

昭和50年4月1日制定

（目的）

第1条 この要綱は、山口県心身障害者扶養共済制度（以下「共済制度」という。）に加入している保護者（以下「保護者」という。）に対し補助金を交付することにより、精神又は身体に障害を有する者の福祉の増進及び生活の安定を図ることを目的とする。

（受給資格）

第2条 本市に住所を有する保護者は、この要綱の規定により補助金を受けることができる。

2 前項により補助金を受けようとする者は、心身障害者（児）扶養共済制度掛金補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出し、受給資格の認定を受けなければならない。

3 市長は、前項の認定をしたときは、心身障害者（児）扶養共済制度掛金補助金交付認定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（受給資格の喪失）

第3条 保護者が前条の認定通知書を受けたのち、次の各号の一に該当するに至ったときは、受給資格を失う。

（1）障害者（児）が死亡したとき。

（2）保護者が共済制度を脱退し、又は脱退させられたとき。

（3）保護者が市内に居住をしなくなったとき。

2 保護者は、受給資格を喪失したときは、心身障害者（児）扶養共済制度掛金補助金受給資格喪失届（第3号様式）を、住所、氏名又は共済制度掛金若しくはその申請書の記載事項に変更を生じたときは、心身障害者（児）扶養共済制度掛金補助金受給者住所等変更届（第4号様式）により速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

（補助金の交付等）

第4条 補助金は年度毎に交付するものとし、当該補助金の額は当該年度分の共済制度掛金（以下「掛金」という。）について当該年度内に納付されたもののうち、一口目の共済制度掛金の額の2分の1に相当する額とする。

- 2 補助金は、第2条第2項の申請書を市長が受理した日の属する年度以降の掛金の納付について交付するものとする。
- 3 第3条第1号又は第3号により年度の途中で受給資格を喪失したときの補助金は、当該月までの当該年度の掛金の納付（この要綱の規定による補助金を受けているときは当該補助金に係る掛金の納付を除く。以下この条において同じ。）について交付するものとする。
- 4 当該年度の9月末において確認された当該年度の掛金の納付について、前期分として11月に補助金を交付するものとする。
- 5 当該年度の10月から3月末において確認された当該年度の掛金の納付について後期分として当該年度の翌年度の5月に補助金を交付するものとする。

（読み替え）

第5条 新たに本市の住民になった者に係る前条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2項	属する年度	属する月
	掛金の納付	掛金の納付（この要綱に規定する補助金に相当する助成を受けているとき又は受けることとなるときは、当該助成に係る掛金の納付を除く。）
第3項	当該年度の掛金の納付（	当該年度の掛金の納付（この要綱に規定する補助金に相当する助成を受けているとき若しくは受けることとなるとき又は
	当該補助金	当該助成又は当該補助金

（支給決定の取り消し及び補助金の返還）

第6条 市長は、保護者が補助金の受給に関し、この制度に違反したと認めるときは、当該補助金の全部若しくは一部の支給の認定を取り消し、又は既に

交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

心身障害者（児）扶養共済制度掛金補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申 請 者 住所 防府市

(加入保護者)

氏名

電話番号

関係書類を添えて次のとおり申請します。

加入保護者 生 年 月 日	年 月 日 ( 才)	職業又は 勤 務 先	
障害者（児）氏名	男・女 生年月日	年 月 日生	保護者 との続 柄
障害者（児）住所			
共済制度加入番号	第 号		
共 済 制 度 掛 金	月額	円	
口 座 振 替	銀行 農協	支店 支所	No.

注意事項

- 1 申請者の住民票の写しを添付してください。
- 2 申請者が共済制度加入者であることを証する書類を持参してください。  
(山口県知事発行の山口県心身障害者扶養共済掛金納入通知書)

第2号様式

心身障害者（児）扶養共済制度掛金補助金交付認定通知書

第 号 年 月 日	
様	
防府市長 印	
年 月 日付で、申請のあった補助金については、次のとおり認定したので通知します。	
認 定 番 号	第 号
受 給 者 番 号	
受 給 者 氏 名	
障 害 者（児）氏 名	
補 助 額	年 月 から 月額 円
	年 月 から 月額 円
受 給 開 始 年 月 日	年 月 分 から
(注意事項) 1 この補助金は、当該年度の分を当該年度の3月、10月に山口県心身障害者扶養共済制度掛金の完納者に対し支給します。 2 支給日は別途通知します。	



第4号様式

心身障害者（児）扶養共済制度掛金補助金受給者住所等変更届

年 月 日	
(宛先) 防府市長 様	
住 所	
氏 名	
加 入 者	
次のとおり 心身障害者 に変更が生じたので届け出ます。	
年金管理者	
変 更 内 容	1 住所変更 2 氏名変更 3 その他の変更
変 更 年 月 日	年 月 日
新	
旧	
備 考	